

- ・住居表示実施区域内（裏面参照）で建物を新築または改築する場合、申請建物の**棟上げ日前まで**に、この申請書を生活総務課へ提出してください。
- ・棟上げ後に現地調査を行い、竣工予定日の約1か月前をめぐりに、住居表示の決定をお知らせします。（調査から決定まで**最低2週間程度**かかります。）
- ・秋田市ホームページでは**電子申請**も受け付けております。

受付No.

受 付	現地調査	通 知
月 日	月 日	月 日

住居表示申請書

（宛先）秋 田 市 長

※以下の太枠内をご記入ください。

申請日 年 月 日

申請人（建築主） 住 所 氏 名 （電話	）
※代理の場合または連絡先が上記と異なる場合は、こちらもご記入ください。	
住 所 会社名(担当者名)	(電話
）	

秋田市住居表示に関する条例第3条第1項の規定により、以下のとおり申請します。

建物概要（1，3は該当するものに○をしてください。）	
1	新築 ・ 改築（建替含む）
2	ふりがな 氏名または施設名称
3	用 途 1 住宅 2 貸家 3 マンション 4 アパート（共同住宅） 5 店舗 6 事務所 7 倉庫 8 工場 9 その他（
4	所 在 地 （登記簿上の土地地番） 秋田市
5	建物等の棟上げ予定 （できる限り正確な日付） 年 月 日 竣工予定 年 月 日
6	添付書類（下記のほか、地積測量図の写し等の提出をお願いする場合があります。） ・付近案内図（申請建物周辺の建物がわかる住宅地図等を添付） ・建物配置図（縮尺を変えないこと）

住所、居所、施設の場所の表示 ※この欄は記入しないでください	秋田市	番 号
-----------------------------------	-----	-----

住居表示についてのお問合せは以下の連絡先まで。

秋田市市民生活部生活総務課
（市役所1階 柱番号1-1）

T E L 018-888-5625（直通）
F A X 018-888-5623（直通）

住居表示実施区域（申請が必要な区域）

① 全域で実施	
旭川、大住、大町、御野場、卸町、川元、旭南、旭北、港北、高陽、桜、桜台、山王、将軍野、千秋、手形山、中通、茨島、東通、保戸野、南通、向浜、横森、御所野（堤台は一丁目のみ実施）、南ヶ丘、大住南	
② 記載の町名の区域で実施	
新屋	新屋大川町、新屋扇町、新屋表町、新屋勝平町、新屋栗田町、新屋寿町、新屋鳥木町、新屋比内町、新屋日吉町、新屋船場町、新屋松美町、新屋南浜町、新屋元町、新屋豊町、新屋割山町、新屋沖田町、新屋前野町、新屋高美町、新屋渋谷町、新屋田尻沢東町、新屋田尻沢中町、新屋田尻沢西町、新屋天秤野、新屋朝日町、新屋松美ガ丘東町、新屋松美ガ丘南町、新屋松美ガ丘北町、新屋勝平台、新屋下川原町、新屋北浜町
飯島	飯島緑丘町、飯島美砂町、飯島松根西町、飯島松根東町、飯島文京町、飯島長野中町、飯島長野本町、飯島穀丁、飯島道東一丁目～三丁目、飯島川端一丁目～三丁目、飯島鼠田一丁目～四丁目、飯島飯田一丁目～二丁目、飯島西袋一丁目～三丁目、飯島新町一丁目～三丁目、飯島長野上町
泉	泉東町、泉馬場、泉三嶽根、泉一ノ坪、泉釜ノ町、泉菅野一丁目～二丁目、泉北一丁目～四丁目、泉中央一丁目～六丁目、泉南一丁目～三丁目
牛島	牛島東一丁目～七丁目、牛島西一丁目～四丁目、牛島南一丁目～二丁目
川尻	川尻上野町、川尻新川町、川尻総社町、川尻みよし町、川尻若葉町、川尻大川町、川尻御休町
外旭川	外旭川八幡田一丁目～二丁目、外旭川八柳一丁目～三丁目
土崎港	土崎港中央一丁目～七丁目、土崎港東一丁目～四丁目、土崎港西一丁目～五丁目、土崎港南一丁目～三丁目、土崎港北一丁目～七丁目
手形	手形からみでん、手形学園町、手形休下町、手形新栄町、手形住吉町、手形田中、手形山崎町
寺内	寺内堂ノ沢一丁目～三丁目、寺内油田一丁目～三丁目、寺内蛭根一丁目～三丁目、寺内高野、寺内児桜一丁目～三丁目、寺内鶉ノ木、寺内大畑、寺内焼山、寺内後城、寺内大小路、寺内神屋敷
檜山	檜山登町、檜山南中町、檜山本町、檜山佐竹町、檜山大元町、檜山城南町、檜山太田町、檜山金照町、檜山共和町、檜山川口境、檜山愛宕下、檜山石塚町、檜山城南新町
仁井田	仁井田福島一丁目～二丁目、仁井田二ツ屋一丁目～二丁目、仁井田緑町、仁井田瀉中町、仁井田露見町、仁井田栄町、仁井田小中島、仁井田新田一丁目～三丁目、仁井田本町一丁目～六丁目、仁井田目長田一丁目～三丁目
八橋	八橋イサノ一丁目～二丁目、八橋大畑一丁目～二丁目、八橋鯨沼町、八橋大沼町、八橋田五郎一丁目～二丁目、八橋三和町、八橋新川向、八橋本町一丁目～六丁目、八橋運動公園、八橋南一丁目～二丁目、八橋大道東